

開催日 平成30年8月27日(月曜日)

開催場所 美波町役場2階 会議室

出席

農業委員

会長 瀧本 博文

職務代理者 春田 裕計

委員 小山 直行

委員 岡本 照彦

委員 湯浅 純子

委員 榊田 佳憲

委員 岩瀬 利邦

委員 豊田 穂

委員 横山 正幸

委員 吉坂 嘉起

委員 川尻 竹蔵

委員 本田 和博

委員 木里 茂樹

推進委員 佐竹 つるゑ

推進委員 高原 榮作

推進委員 延原 敏雄

推進委員 長木 正一

推進委員 笹田 重信

欠席

農業委員

委員 原野 光純

事務局

事務局長 小田 憲司

産業振興課 西口 英樹

午前10時開会

(事務局)

みなさま、おはようございます。

定刻が参りましたので、平成30年、第2回的美波町農業委員会を始めさせていただきます。

まず、瀧本会長からご挨拶お願い致します。

(瀧本会長)

～瀧本会長あいさつ～

まず、議事録署名者を私からご指名をしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、ご指名させていただきます。3番小山委員、5番岡本委員に議事録署名者をお願い致します。

それでは、第1号議案の非農地証明についてから始めます。事務局より説明致します。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。資料の1頁目をお開き下さい。議案第1号、非農地証明についてです。農地は、

地目は田、地積は [] m² []

[] 地目は []、地積は [] m² []

[] 地目は []、地積は [] m² []

[] 地目は []、地積は [] m²

[] 地目は []、地積は 10

5 m²です。申請者は、 []

です。

農地の所在は、 [] は国道55号から一ノ坂トンネルを抜けまして、100メートル程北へ進み、県道赤松由岐線からさらに

1kmほど北へ進んだところにあります。現状は道路になっております。その他の農地は国道55号から一ノ坂トンネルを抜けまして、 []

[] 周辺にあります。

現状、山林のようになっております。山あいの農地のため水利確保が難しく、鳥獣被害がひどいため非農地化したとのことです。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

地元の延原推進委員さん、ご意見を伺います。

(延原推進委員)

まだ、私が小学生の時代には、申請のありました農地は作付けをしていた記憶がありますが、事務局が説明したとおり山あいの農地のため水利確保が難しく、鳥獣被害がひどいため非農地化しました。周囲に農地もなく問題ないです。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第1号議案の非農地証明については、承認しました。続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による農地の転用について事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の3頁目をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用です。農地は、[] 地目は[]、地積は[]㎡です。貸人は[]、借人は[]で、使用貸借契約となっており、転用目的は[]です。農地の所在は、[]の町道を挟んだ向かいとなっており、取水は美波町上水道から、排水は美波町公共下水道を利用する計画で、住居建設費用についても金融機関の資金証明書が添付されており、周囲は美波町でも市街化が進んでいる区域ですので第3種農地に該当し、問題ないものと考えております。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。地元の吉坂委員さん、ご意見を伺います。

(吉坂委員)

事務局の説明に補足させていただきます。

[]は、[]で、[]の土地を借りて[]を建設するとのこと。それ以外は事務局の説明どおりで問題ございません。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第2号議案の農地法第5条の規定による農地の転用については、承

認しました。続きまして、第3号議案の農用地利用集積計画についてです。事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の4頁目をお開き下さい。第3号議案、農用地利用集積計画転用です。農地は、[] 地目は[] 地積[]㎡ 利用権を設定する者 貸人は、[]、利用権の設定を受ける者は[]です。利用権の種類は借り賃が無償ということで使用貸借となり、利用権の内容は野菜、利用権の期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の10年間、新規の利用権となります。農地所在は位置図にありますとおり高規格道路の由岐インターから降りて[]道なりに進んだところ。[]は、山河内地区、田井地区で野菜を中心とした営農をされておりますので、利用権設定を受けることに問題ないものと事務局としては考えております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。春田職務代理者さん、ご意見を伺います。

(春田職務代理者)

[]ですが、[]から美波町に移住されて営農をされております。オクラ、ししとうなども栽培されており、利用権設定には問題ないものと思います。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第3号議案の農用地利用集積計画については、承認しました。

以上で本日の議案は全て終了しました。慎重な議案審議ありがとうございました。

午前10時45分終了

議事録署名者

小山 直行

岡本 照彦